

尾張旭市子どもの学習支援事業仕様書

本仕様書は、尾張旭市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「尾張旭市子どもの学習支援事業」（以下「本事業」という。）に適用する。

1 業務名

尾張旭市子どもの学習支援事業

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする）。

※ただし、甲は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協議を行ったうえで、委託期間内においても契約を解除することができるものとする。なお、契約を解除した場合において、乙に損害・損失や追加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙が本仕様を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 尾張旭市子どもの学習支援事業公募型プロポーザル実施要領に明示した参加資格を満たさなくなったとき。
- (5) 自らの責めに帰すべき事由により乙から契約の解除の申出があったとき。

3 業務目的

ひとり親世帯、生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども（以下「対象者」という。）を対象とし、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることを目的とする。

4 業務内容

本事業については、事業年度ごとに対象者の状況に応じて、次の支援を単独又は並行して行う。

(1) 学習支援

学習会において、対象者の状況に応じた形式で中学生及び高校生等の学習支援を行う。

(2) 進学支援

対象者及びその保護者に対して、高等学校・大学等への受験情報（学校説明会やオープンスクールの日程等）及び進学情報（奨学金、利用できる公的制度の説明等）を提供する。また、高等学校・大学等の合格者に対し、入学手続きに必要な書類や、納入金の準備などに関して助言を行い、円滑に手続きがなされるよう支援を行う。

(3) 修学支援

対象者が順調な学校生活を送り、卒業できるよう、居場所となる場を提供するとともに、日常生活や家庭での学習に関し、助言及び支援を行う。

また、対象者の保護者等に対し、学習の重要性についての理解を促すとともに、養育に関する助言及び支援を行う。

なお、対象者の養育環境に課題があると考えられる場合には、自立相談支援機関並びに関連機関と連携し、環境の改善を図る。

(4) 生活支援

対象者が抱える特有の不安やストレスにも配慮しつつ、対象者に対し懇切な生活支援及び食育の観点に配慮した生活する力を身に付けるための支援を行う。ただし、食事の提供を行う場合には、保健所の指導に従い衛生管理等に十分に配慮すること。

また、食事の提供を行う場合であっても、食材費については、委託料に含まないものとし、対象者から実費を徴収することやフードバンク及び地域の農家等の協力を得るよう努めること。

上記に加え、体験活動の一環として自然体験活動を実施すること。

5 実施方法

(1) 対象者

本事業の対象者は、原則、ひとり親世帯、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生及び中学生の時に本事業を利用していた高校生等とする。

なお、本事業の対象者については、中学生60名、高校生等20名を上限とする登録制とする。

(2) 実施場所

本事業の実施場所は、多世代交流館いきいき（所在地：尾張旭市稲葉町一丁目41-1）とする。

(3) 事業開始時期

本事業の開始時期は、令和5年4月からとする。ただし、開催スケジュールについては、別に示すスケジュール（案）を基に甲乙協議の上決定するものとする。

(4) 実施方法

本事業は、通所方式とし、原則毎週土曜日。中学生については午前10時00分から正午まで及び午後1時00分から午後3時までの2部制とする。高校生等については午後3時10分から午後4時40分までとする。ただし、中間・期末試験や受験勉強で必要があれば、乙の管理できる範囲内で指定の時間以外にも実施することができる。

なお、施設の利用については、午前8時から午後5時までとする。ただし、11月から3月については午前8時30分から午後5時までとする。

(5) スタッフの配置

乙は学習等支援員について、常勤換算方法（実施時間内中に勤務すべき学習等支援員が何人いるかを示すもの）で1人以上配置するものとする。

また、学習支援及び進学支援については、必要に応じてボランティアの協力を得て行うことが望ましい。なお、ボランティアについては、有償無償を問わない。

(6) 対象者の募集方法

本事業の対象者の募集にあたっては、甲が周知等を行うものとする。

6 事業報告について

(1) 事業計画の提出

乙は各事業年度ごとに、本事業の実施にあたり、各支援の実施方法等について、事業計画を提出し、甲の承認を得るものとする。

また、事業計画に変更のある場合は、事業計画の変更を甲に提出し、承認を得るものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(2) 月間報告

乙は、当該月の支援状況について、実施状況報告書を作成し、翌月10日までに甲に提出するものとする。ただし、令和7年度3月分については、3月末日までに提出することとする。

(3) 実績報告

乙は、各事業年度終了後、事業結果について実績報告書を作成し、速やかに甲に提出するものとする。実績報告書には、対象者の出席日数、学力、生活の変動等が確認できる項目及び高等学校・大学等の受験結果の記載のある対象者別のケース記録を必須とする。

7 委託料の支払方法

甲は、乙から提出される月間報告を確認後、事業年度ごとの総額を委託期間の月数で除した金額を毎月支払う、部分完了払いとする。

1,000円未満の端数が生じる場合は、最終支払月に支払うものとする。

なお、令和4年度中は令和5年4月から事業開始するための準備期間とし、費用の支払は発生しないものとする。

8 個人情報の管理

乙は、個人情報を含む資料については、尾張旭市個人情報保護条例の本旨に従い、適切かつ厳重に管理するものとする。

9 苦情対応

乙は、対象者との間の苦情及びトラブル等への対応は、原則として乙の責任で行うものとする。

10 その他

(1) 本事業は、生活困窮者自立支援法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事業の一環として実施するものであり、本事業を実施するにあたっては、両法に基づく他の事業、とりわけ自立相談支援機関と連携を図るものとする。

(2) 本事業は、原則として高等学校・大学等への進学を目標とするものであるが、対象

者に高等学校・大学等への進学を強制するものではないことに留意すること。

- (3) 本事業の実施に必要と思われる備品等については、乙が確保するものとする。
また、乙は、対象者が任意で受験する模擬試験の受験料等、対象者が実費負担することが適当と思われる経費を除き、対象者に費用負担を求めてはならない。
- (4) 本事業の実施に必要な備品等の保管場所については、施設等で提供できないため、乙が事業実施日にその都度準備するものとする。
- (5) 乙は、本事業を実施するにあたって、対象者及びボランティア等が負傷又は損害賠償責任を負った場合等に補償を受けることができるよう保険に加入するものとする。
- (6) 本事業の実施については、令和4年度も受託事業者に委託して実施しているため、契約締結次第、当該事業者と引継ぎを行うこと。

11 疑義等に対する対応

乙は、本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に記載のない事項については、速やかに甲に報告するとともに甲乙協議のもと、甲の指示に従うものとする。